

1. 件 名：日本原燃株式会社廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請に関する面談（2）
2. 日 時：令和2年1月15日（水）14時00分～14時20分
3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門  
金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全審査官、大塚安全  
審査専門職、  
日本原燃株式会社  
埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 副部長 他5名
5. 自動文字起こし結果：  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他：  
日本原燃株式会社からの配付資料  
・ 廃棄物埋施設保安規定の変更概要について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	日本原燃のハマナカです。ではお配りした資料について説明させていただきます。今、今日お配りした資料は一式で審査会合で使う資料という想定でつくっております。さ前半のほうは、前回のヒアリングとほとんど変わっておりませんが、変更点としましては、1枚目の一番下に3
0:00:23	資料ということで廃棄物受け入れ基準の規制との関連についてと、これをつけております。
0:00:31	では参考資料をご覧ください。
0:00:34	この資料は前回のヒアリングでいただいたコメントのうち、事業者のほうで定める下位文書等を保安規定に書いている受入基準の関連について説明していただきたいということ。
0:00:50	リクエストに対するものと、あと怪文書事業者で定めますのでこれが規制側がこれに対してどのように関与できるのかということについて事業者側の考えを説明させていただく資料になります。
0:01:03	資料の冒頭のところですけれども、
0:01:07	廃棄物受け入れ基準の扱いについて事業者の考えを説明しまして規制との関連につきましては、2020年4月より施行される新検査制度の環境を念頭に整理してございます。
0:01:20	まず、廃棄物受け入れ基準についてですけれども、
0:01:24	12月に埋設規則が改正されまして、廃棄物受け入れ基準を事業者が定められるようになりました。これによっては搬出元のニーズ等に応じて必要な時期に基準を設定できるようになりました。
0:01:37	廃棄物受け入れ基準に関する事項も含めてその扱いについては事業者としては次のようにしたいと考えております。
0:01:44	まずは廃棄体の廃棄物の経理基準は、埋設規則の第20条に基づいて保安規定に定めて、
0:01:52	原子力規制委員会へ認可申請をいたします。補足ですけれども、廃棄体受入基準は、埋設規則第8条第2項の技術基準を満足する設定といたします。
0:02:04	続きまして、認可された廃棄物下痢基準に基づく廃棄体の確認方法は事業者の下位文書に定めるとします。これも補足ですけれども、下位文書に定める当面実施する確認方法は、これまでの確認方法を踏襲することとしまして同等の内容といたします。
0:02:23	続きまして、廃棄物受け入れ基準を変更する場合は、原子力規制委員会変更認可申請とします。ええと保安規定に定めているので当然の流れというふうに考えています。

0:02:34	四つ目ですけれども、事業者の下位文書に定める確認方法について確認の根拠となる数値、例えばスケーリングファクタ等を変更する場合ですとか、新規の廃棄物の確認方法新たに定める場合には、社内要領に基づく技術検討を行って、その結果を踏まえて下位文書を改正していきたいと考えております。
0:02:56	続いて2ポツ目で、規制との関連についてということですが、廃棄物経理基準については保安規定に定めることから、
0:03:07	原子炉等規制法炉規法ですねの51条の18第1項に基づく原子力規制委員会の認可を受ける。
0:03:14	迷う認可マターというふうに考えております。
0:03:18	二つ目ですけれども、認可された廃棄物受け入れ基準を踏まえて行われる事業者の保安のために講ずべき措置につきましては、炉規法の第61条の2の
0:03:29	日程第1項第3号イということで、4月より施行される新検査制度に対応した法令に基づきまして、
0:03:38	原子力規制以下の検査を受けることになると考えております。
0:03:43	4月の新検査制度に移行して以降は、
0:03:48	原子力規制検査は日常的に行われるので。原子力規制庁殿は随時、事業者の保安のために講ずべき措置の状況を監視することができると考えております。なお、規制庁殿より提案されている搬出元の政策評価を測定評価前の
0:04:04	政府のSF等の事前申請が可能となれば、規制側のチェックの仕組みがより確実なものとなって、事業者投資いたしましても受け入れ操業の効率の向上に資することが可能となるというふうに考えております。
0:04:18	今御説明した内容を裏面に別紙で図で設定して示しております。
0:04:24	少し説明は重複するかもしれませんが図の見方ということで御説明させていただきます。
0:04:30	資料の真ん中に日本原燃ということで日本原燃の廃棄物の受け入れに関する検討の流れ、検査の流れを書いております。その下に規制委員会ということで、これに対して規制側の関与の仕方を
0:04:46	並べております。まず黄色い枠のところですが、廃棄物受け入れ基準を保安規定に日本原燃で定めてこれを大間保安規定として認可申請を出すと。これを規制委員会、どのといたしましては審査をして認可をしていただくということで、
0:05:03	そこで受け入れ基準については、審議いただけるというふうに考えております。

0:05:09	当社としてはそれを今度具体的な確認方法は、この受け入れ基準に対応する形で下位文書に定めるとこの具体的な確認方法を文書に基づいて実際の大間発電所の
0:05:24	監査ですとか、あと当社に来てから受け入れをしてから行う検査ですとか、そっちのほうの確認に反映されるということになります。
0:05:34	こういった我々が要領を定めるという仮定ですとかより運用している過程ですとか排気対応を事業者が確認するという、このステイ活動の流れは、原子力規制検査として新検査制度が始まればこれを日常的には、日常検査ですとかチーム検査という形で、
0:05:53	ご確認いただけるというふうに考えております。
0:05:57	今の制度ですと排気対応を埋設するにあたって廃棄体確認申請というのをやるんですけども、これに先立つと言う形なのか、これの一環という形で、もし従来とは異なるSFを設定するだとか、新しい廃棄体について、
0:06:17	の確認方法、方法を定めるという場合には、廃棄体確認申請をまず、そのその部分に関して、申請をして、そこで確認をいただいた上で新たな廃棄体の確認つい従来通りの廃棄体確認の中身の申請をします。
0:06:34	そういった仕組みをここを補強していただければ、規制側としての関与も、より確実になると思いますし、事業者としても、
0:06:44	あらかじめ確認方法についてご理解いただけたということで作業を円滑に進めることができるというふうに考えております。
0:06:54	はい、本日お持ちした追加の内容については以上になります。
0:07:01	規制庁のカナオカです。説明ありがとうございました。これにつきまして規制庁のほうから何かコメント、質問等ありますでしょうか。
0:07:17	規制庁のスゴウですと、
0:07:21	本日御説明いただいたのは次回の審査会合に向けてということをなんですけれども、今日程調整してますが、おそらくちょっと審査会合ですね、時間ほぼほぼとれない。
0:07:37	もう1紹介はちょっと申請の概要を
0:07:44	御説明いただいて、我々のほうから
0:07:49	少し懸念している事項であるとかがあれば、それを説明して、詳細はちょっと次回以降、次回以降ですねかなというふうに今ちょっと段取りを考えてます。
0:08:03	ですので、
0:08:05	今多分参考資料でつけていただいた御説明いただいた内容なんですけれども、
0:08:11	特に当法案規定にじゃあどこまで書くのかとか、

0:08:19	怪文書どこまでにするだとか、あとはDSFのどういう。そもそも事前確認っていうこういう形をとるのかどうかちょっとすみません、今日別件があってくる燃料監視部門が、
0:08:34	ちょっとその結果出席できてないんですけど、そこら辺も含めて、少し中身の詳細っていうのはちょっと次回以降にさせてもらいたいなと思ってますので、
0:08:48	どっちかという、参考的な記載はあるものの、結構中、
0:08:54	これをまさに議論して今回光ってね、ちょっと内容かなと思ってまして、これ当日、多分これ初めてをきちっとですね、とれる時間内でありそうにもないなと思ってまして。
0:09:08	ちょっとこれは別途またさせていただくということで、今回はもう本当に概要説明でちょっとお願いできればなと思ってます。以上です。
0:09:24	規制庁のカナオカです。その他、ご質問ご意見等ございますでしょうか。
0:09:30	はい。
0:10:02	原子力規制庁の岡でございます。前回のヒアリングの際に保安規定本文に定めるものと、あと下位文書に定めるものをどういう考え方で分けますかというふうに私から質問させていただいていただいたかと思うんですけども、
0:10:19	きょうの参考資料のところ、あくまでも受入基準そのものは、保安規定の本文に書くと、それをどうやって確認するのかというのは、当会文書のほうに定めるだと、一応そこ底の考え方はそういう考えが保たれているというのはもうわかりました。それでいいかということなの審査会合での議論になるかと思う。
0:10:38	ですけれども、まず今日のところは、そういう考えだというふうに理解いたしました。ありがとうございます。
0:10:49	規制庁のカナオカです。他にご意見。
0:10:52	コメント等ございますでしょうか。
0:10:55	はい。内容ですので、
0:10:57	ではこれで日本原燃の保安規定の申請に係る面談を終了いたします。ありがとうございました。